

2019 年 12 月 27 日

関係者各位

オルネスホールディング株式会社

代表取締役社長 小杉諭史

弊社の行政処分に係るお詫びとお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社に際して、特定商取引に関する法律第 15 条第 1 項に基づく業務の一部停止命令、第 14 条第 1 項に基づく指示、第 15 条の 2 第 1 項に基づく業務禁止命令の行政処分を受けました。

弊社は、今般の行政処分を重く受止め、慎んで処分を受けるとともに、関係者の皆様方に対して心からお詫び申し上げます。

本件に係り、弊社は 2019 年 9 月 1 日から自主的に営業を自粛して調査を進めておりました。今後は、第三者委員会を設置して事実の調査と原因究明を徹底的に行ない、再発防止策を検討してまいります。また、社会的な企業の責任について再度認識を深め、全従業員が再発防止に向けて真摯に取り組み、皆様の信頼回復に全力を注いで努めてまいります。

※調査過程で、事業者は事務所の閉鎖等を行い、電話や郵便等の連絡に一切応じなくなりました。と掲示されておりますが本件に関しては事実ではございませんので、弊社の顧問弁護士と協議の上、対応にあっております。

記

1、処分内容

- I. 特定商取引に関する法律第 15 条第 1 項に基づく業務の一部停止命令
- II. 第 14 条第 1 項に基づく指示、第 15 条の 2 第 1 項に基づく業務禁止命令

(1) 停止する業務

(ア) 役務に係るすべての業務

(2) 業務の停止期間

(ア) 役務に係るすべての業務

2019 年 12 月 27 日 から 2020 年 9 月 26 日までの 9 か月間